

利益相反管理方針

(本方針の目的)

第1条 当組合は当組合が行う業務において、顧客との利益相反取引を適切に管理し、顧客の利益が不当に害されることがないように、適切な取組みを行う態勢を確保することを目的に本方針を制定する。

(統括部署)

第2条 当組合はコンプライアンス統括部署を「利益相反管理統括部署」とし、利益相反管理統括部署は、当組合における利益相反取引にかかる情報を集約・管理するものとする。

利益相反管理統括部署の長は法務部長とし、営業部門から独立する。

(範囲)

第3条 当組合が利益相反管理の対象とする範囲は、当組合のみとする。

(利益相反取引の特定)

第4条 当組合において、利益相反管理の対象となる取引（以下「対象取引」）とは、顧客の利益を不当に害する可能性が高い利益相反取引をいい、顧客との取引が対象取引に該当するか否かについては、利益相反管理統括部署が適切に特定を行うものとする。

(対象取引の類型化)

第5条 当組合において、対象取引とは「当組合と顧客」及び「顧客と他の顧客」の各々について、以下の取引を指すものとする。

- (1) 利害対立型取引
- (2) 利害競争型取引
- (3) 情報利用型取引
- (4) その他、上記に準じて顧客の利益を不当に害する取引

(対象取引の管理方法)

第6条 当組合において、前条に定める対象取引のうち、利益相反取引が発生する場合においては、以下に記載する管理方法を選択するか、又は複数を組み合わせて選択することにより、利益相反取引を適切に管理するものとする。

- (1) 部門の分離（情報共有先の制限）
- (2) 取引条件または取引方法の変更
- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反事実の顧客への開示（同意）

(検証体制)

第7条 当組合は、利益相反管理統括部署において、定期的に又は必要に応じて利益相反管理態勢の検証を行い、検証結果に基づき、利益相反管理のための適切な措置を講じるものとする。

(研修・教育)

第8条 当組合は、役職員に対して、利益相反管理に係る研修・教育を継続的に実施し、利益相反管理にかかる意識の向上に努めるものとする。

以上につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合の営業店のほか、次のお問合せ窓口までご連絡ください。

[お問合せ窓口]

佐賀西信用組合 法務部 電話番号 0954-62-9966

(受付時間 9:00 ~ 17:00 但し、当組合の休業日を除く)